

- 1 会 議 名 議会基本条例推進協議会
- 2 日 時 令和 8 年 6 月 18 日（木）
午後 1 時 28 分から午後 2 時 45 分まで
- 3 場 所 第 2 ・ 第 3 委員会室
- 4 出席議員 議員 15 名
- 5 欠席議員 なし
- 6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己、同主任 村瀬雄哉

7 会長あいさつ

8 報告事項

（１）チーム会議開催報告について（基本条例・ＩＣＴ・市民参加）

片岡会長：各チームからの報告をお願いしたい。

（基本条例）

梅村議員：特になし

（ＩＣＴ）

関戸副会長：特になし

（市民参加）

須藤議長：近いうちに開催したいと思っている。南部中学校から地方行政学習における市議会議員との連携についてということで要請が来ている。

日にちは決まっていないが、時期は 11 月中旬になる。内容はこれから決める。

片岡会長：先月の推進協議会で各チーム 2 つずつテーマをお願いし、市民参加チームに関しては、サポーターの声に対する回答期限のルール化と議会サポーターの謝礼について話し合っていたきたいと私のほうからお願いしたと思う。基本条例チームに関しては常任委員会の複数年任期、議会運営委員会の構成メンバーについて話し合っていたきたい。目途は 3 か月以内と先回の会議で話しをしたが、毎月ある程度の報告をいただけたらと思う。

【質疑】

なし

（２）6 月定例会に提出予定の条例改正案等について

関戸副会長：資料を基に説明

岩倉市議会基本条例の改正に伴い、岩倉市議会議員政治倫理条例、岩倉市議会議員防災服等貸与規程の改正が必要になる。

岩倉市議会議会傍聴規則を改正することで、岩倉市議会会議規則、岩倉市

議会議員政治倫理条例施行規程の改正が必要になる。資料の上段にある 3 例規は議決が必要となり、下段の 3 例規は議決が不要である。政治倫理条例の改正は、議会基本条例の改正する議案に含めることで、2 件の条例改正を 1 件の議案として提出する。会議規則の改正も議決を伴うので議案として提出するので委員会提出議案を 2 件提出する。

議会基本条例改正の議案が可決された後、次回開催する議会運営委員会で議会基本条例逐条解説の改正を諮りたい。

先日の議会運営委員会で、委員会提出議案として取り扱うことと、議決以外の例規改正は、議長の決裁をいただくことについて了承された。

6 月 3 日に開催された例規審査委員会では、今までの例規審査委員会以降の内容について、特に変更することはなかった。

傍聴規則の改正内容について、6 月 3 日の例規審査委員会では、改正前の第 9 条について、見出しを「(傍聴人の退場)」に改め、「議長」を「傍聴人」に改正するように意見が出された。例規審査の内容を事務局から説明してほしい。

事務局：傍聴規則の改正前の第 9 条について、傍聴人の退場について、標準傍聴規則に沿った内容での改正をするよう例規審査委員会で意見が出された。

梅村議員：改正前の第 9 条の全体の条文を読んでもらえないか。

関戸副会長：「議長は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに傍聴人を退場させるものとする。」それが、「傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。」になる。

片岡会長：今までは議長が命ずることだったが、傍聴人が自ら直ちに退場しなければならないになる。

梅村議員：これは例規審査によって内容を変更されたものか。こちらからの提案によって改正したものか。標準傍聴規則をもとにした条文と思うが。

事務局：標準傍聴規則をベースとしているが、もとの第 9 条の見出しについて、標準傍聴規則に沿った形での見出しの内容でないので、改めたほうがよいという意見があり、条文については提案どおりであるが、見出しについて条文の内容に沿うように改正するものである。

(3) 議会事務局職員の人事に関する要望について

須藤議長：例年のごとく議会事務局人事の要望を市長へ提出いたしました。内容について局長から説明させていただく。

議会事務局長：職員増員の要望について、以前から同様の要望をしているが、愛知県市議会議長会の役員市になることで職員 1 名の増員をお願いしたもの。事務局長の部長級の要望をさせていただいている。ここ 2 年くらい

の同様な要望をさせていただいている。

片岡会長：今年度の2月に愛知州市議会議長会の副会長、再来年の2月に愛知州市議会議長会会長が岩倉市にあたる。その兼ね合いもあり事務局の職員の増員を要望している。

【質疑】

なし

(4) その他

なし

9 協議事項

(1) 開庁時間短縮に伴う対応について

片岡会長：会派室の使用について、前回の会議で協議しているが、午後5時までよいのではないかとの意見が出ている。請願・陳情は午後4時までということで既にホームページを変更している。したがって、次回の議会に提出する請願・陳情は午後4時までとなる。

会派室の使用については、4時から5時までの間に職員への問い合わせ等を行うことに對し、前回の会議でお聞きすることとしていたので皆さんの意見をお願いしたい。

大野議員：午後4時以降に市役所から電話があっても折り返しても電話ができない。市役所に来ないと用件が聞けないというときは、許していただきたいと思う。自動音声になって何か用事があったんだなっているのはわかるけど、そういうときは困る。急ぎだったら例外にしていきたい。電話をかけ直したら、自動音声になるということは、そのとき庁舎に来なければいけない事例があると思う。

片岡会長：そのときは市庁舎に来るということか。

関戸副会長：午後3時55分に電話があり、午後4時以降に電話してもつながらないケースがあったが、午後4時以降に例えば議員に電話をしたり、ほかの人に電話をすることはしているのか。電話をしてもよいルールがあるのか。

議会事務局長：職員の勤務時間に変わらない。職員からの電話の場合、誰でもあろうが職員から伝えたいことがあれば電話をすることがある。

関戸副会長：こちらから折り返して電話する時に専用電話があるのか。

議会事務局長：今の運用でいくと緊急性がある場合においては、電話をつないでもらうことができる。事務局のことを申し上げますと午後4時以降、議員から電話していただいてもつながらないので、連絡を取り合うことができない状況にある。議員からの電話については、執行機関側でつないでもらえるかわからないが、要望してもよいのではないかと思います。

関戸副会長：多分、他の課でも同じようなことが起きているので、オープンにする電話番号を設けるとか、なにか方法を考えたほうがよいかなというふうに提案したい。

片岡会長：議会からの提案か。

木村議員：遅い時間にこちらから電話することはない。翌日でよいのでないか。緊急電話の場合は、ほかの方法をとるべきと思う。

大野議員：経験であるが、東町の休憩所で漏水が起きた時、連絡のとりようがなく、課長に電話をした。緊急のときの電話番号がわからない。

議会事務局長：午後４時以降に電話をかけた人が緊急の場合、１を押すことで行政課か総合案内につながり担当課に電話がつながる。緊急はかけた方の判断であり緊急であれば電話がつながる。

片岡会長：まとめると午後４時以降は、議員からコンタクトしない。緊急の場合は別として、基本的に一般質問で聞きたいことなどは翌日ということで市民と一緒にすることでよろしいか。

塚崎議員：午後７時以降に執行機関から電話があり、困っている。議会事務局とのやり取りはグループウェアがあるので、それを活用したらどうか。

片岡会長：事務局からの午後４時以降の連絡は、チャット機能を活用したらどうか。担当課からの遅い時間の連絡については、緊急性がなければ個々の議員からやめるよう言っていたらどうか。

議会事務局長：チャットのやり取りも話があったが、普段使用している端末ではないので、把握できないことがある。

片岡会長：午後４時以降の事務局との連絡方法はＩＣＴチームの課題としたい。

大野議員：議会開会中以外は、午後４時に帰ることでよいか。

片岡会長：原則はそのとおりであるが、議員の活動を制限してはいけないと考える。

議会事務局長：会派室の使用は午後５時までで、午後４時に帰るということだが、在庁時の午後４時以降、職員のところへ行くことはしないということではよいか。

片岡会長：原則、午後４時以降のコンタクトはしないこととする。

（２）一般質問の発言通告期限について

片岡会長：一般質問の通告期限は定例会告示日の正午であるが、直前に通告を出されると議長の確認ができない。今回、議案に触れる一般質問があったため、通告期限を早めることができないかと考え、協議議題とした。

須藤議長：一般質問の確認をするには、最低１日の時間がほしい。希望として議会運営委員会開催日２日前のお昼までにできないか。

片岡会長：この6月定例会では、5月25日月曜日が締切であった。土日を挟むと金曜日になる。

梅村議員：確認だがチェックはどういうことをチェックするのか。半日あればと思うが、全員が対象でないと思うがどういったところをチェックするのか。

須藤議長：通告を作り直すと時間を要するのではないか。

梅村議員：チェックは、市の事務かどうか、議案と被ってるかどうか、誹謗中傷等だと思うので、通告者もそれほど間違えることはないと思う。もし直さなきゃいけない指摘を受けて出せなかったら、ぎりぎりに出した人が悪いので、その質問はなくなりますよというだけである。やっぱり今の締切時間を早めるのは少しきつくなる気がする。皆さんに合わせるかどうか。

須藤議長：今まで議長のチェックをしていないから議員の自己責任とするならよい。

大野議員：そもそも議案以外の質問をすることになっていた。基本条例の改正後も原則議案以外であるが、3月と9月は議案に触れてしまうことがある。

木村議員：原則は例外がある。3月と9月以外だけでない。重大なことについては、一般質問に取り上げることもある。通告外の質問をしてはいけないとは思いますが、議員がなるべく議案と被らないようにしている。今回は特殊で、債務負担行為補正の面である。今回のことは被っているとは自分は言えない。

須藤議長：今回は質疑が先にあった。その質疑について、私が注意したから質疑をしていない。質疑で答えが出ているのに一般質問をしたら、被ってしまう。

木村議員：通告以外は駄目である。例えば、同じ主旨の質問を一般質問で取り上げた場合に、前の人が同じ質問したけど、改めてやるっていう人もいる訳だから、発言を制限するような方向に向かうのではなく、もちろん配慮しなきゃいけない。もう既に答えが出てることを再度聞くということではなしに、角度を変えたり主旨を変えたりして聞くということである。ということは議員の技量でやらなければいけないと思う。今回のケースは読み取ることが難しかった中で重大問題と考えた議員が一般質問をしたことだから、これは許される範囲だと自分は思う。議長も注意したと思うが議案質疑と被らない範囲内で一般質問をしたと思う。

今回の一般質問の通告期限については、変えるのではなく議員が基本的に注意することではないか。議案が出たら短い時間であるが、議

員が考えたらよいことである。議長が気づいたら全く同じものなら注意を促すことでどうかと。

須藤議長：いいですそれで。

片岡会長：議長責任のもといろいろな整理をしたいという考えである。そうならば各議員が責任を持つということになる。一般質問で市の一般事務でなくてもできるということか。

梅村議員：議長が許可したから一定の責任が伴う。そこまで議長のチェックが必要か。そのときの一般質問の出し直しができなくても出した議員の責任である。議長はそこまでの責任を取らなくてもよい。一般質問は許可だから目を通した方がよいと思う。

大野議員：議会運営委員会で話をされたことは、改正前の議会基本条例のものである。議員は議案以外の一般質問を行うことである。

梅村議員：この問題は何年も前からあって、議長が許可してるのだから確認すべきじゃないかといってやってきている。だから、それはそのままやった方がいいんじゃないかっていうふうに思う。

木村議員：今回の質問の通告期限の問題で言うと、通告をする締切だから、議長がその後に見てもいいと思う。そこで問題だと思ったら、その質問する議員に指摘をして、問題を取り消すとか、この角度を変えて質問するとか、事務でないような内容だったら取り消しますというふうになる。表現が非常にいろんな問題をはらんでいるなら、それはそれで表現の仕方を変えるだろうし、そういう権限が議長にあるというふうに思う。

だから通告の時間までに全部議長が見なきゃいけないっていうことは考えなくて、以降も質問するまでの間に議長の権限でその質問者にいろいろな注意ができると思う。そういうことで進めたらどうか。

片岡会長：通告の締切後、直ぐに議長へ別に質問内容が届かず、その前に印刷されて担当課に伝わっている。締切前に出されたものを確認してもよいのでは。一気に 14 人見るのも大変である。

木村議員：一般質問通告要旨が出来上がってから議長が気になるころは、その議員に指摘すればいいというふうに思う。当局には通告内容が伝わっているが、議員のほうとの関係の問題だけだから、答弁がどうなるかということとはともかく、ヒアリングが終わった後に議長からこういうふうに言われたというやり取りが当局とやることだってあるだろう。一般質問する議員が、だからそういうやり方でやればいいんじゃないかなと。議長に重荷を背負わせるということも必要ないだろう。

片岡会長：本当に市の一般事務じゃないような質問は今までなかったかもしれない。これから質問されたら止められないので、そういうことも少し考

えた。

梅村議員：実際にその市の一般事務について質問するのが難しい。その人がどういう質問の仕方をするかわからないから、だから書いてあることだけでこれはもう明らかになっていないというのを押さえるだけであって、そこまでの判断はできない。それは一般質問が始まってからどうなるかというときもあるだろう。だから事前の許可のチェックっていうのはそんな深いところまでやるものではないと思う。

塚崎議員：教えていただきたいが市の事務ってかなり広域で、市の事務じゃない質問を組み立てることの方がちょっと難しいんじゃないかなと思うけど。具体的にどういう質問か。

片岡会長：例えば、宇宙産業のこととか、それもそれでもし何か含めて質問しようと思えばできる。

木村委員：例えば、外交という問題で、こういうふうにすべきだっていうふうに質問はできない。しかし、国に対してこういうふうに意見を上げるべきではないかということができる。国がやるべきことに対する質問じゃなくて、こういうふうにあるべきだから国に意見を上げるべきではないかとかそういう質問の仕方があると思う。だから市の権限に属さないことっていうのはたくさんあると思う。それをうまく質問者がやるということはあると思う。外交は市の事務でないが、国に意見を上げる質問はありなのでないか。

片岡会長：何かあれば確認はさせていただくということでよろしいか。

各議員の責任のもと質問していただき、どうしても確認したいということがあれば議長の方から確認はさせていただく。今までどおりでお願いしたい。

（３）令和８年度市議会サポーターの応募状況について

片岡会長：事務局から現在の応募状況を説明してほしい。

事務局：昨年度まで郵送のみの申込であったが、今年度からWEBによる応募（二次元コード）での申込をできるようにした。今のところ５名の申込があり１名が郵送、４名はWEBによる申込である。年齢は、３０代２名、４０代１名、５０代１名、６０代１名である。性別については把握していない。市民に案内を送付する際に国籍を問わず送付しているが、１名の外国人からの申込があった。ほかに電話により問合せが１件あった。

片岡会長：説明会への出席状況はどのようなか。

事務局：７月８日が３名、７月１１日が２名である。

【質疑】

なし

(4) 今後の日程確認について

- ・市議会サポーターとの意見交換会
- ・市議会サポーターへの説明会

片岡会長：各議員の当番は先回決定した内容のとおりである。

事務局：意見交換会及び説明会は第2・第3委員会室で開催するが、エアコンは第2・第3委員会室のみ稼働する。昨年度の説明会のときに新しいサポーターに議場見学をしていただいたが、議場のエアコンは稼働しない。また、エレベーターは1階及び7階しか止まらないよう制御を行うので、ご了承いただきたい。

サポーター説明会の資料について、本日の会議までに新しい資料を用意できなく申し訳なく思う。内容について、議員の名簿について変更があれば申し出いただきたい。説明資料としているものは、直近値に変更する。ふれあいトークや行政視察の受入実績についてページ数が増加していくこともあり内容を整理したいが、ご意見をお願いしたい。

議会基本条例の逐条解説は、改正後のものに変更する。

また、サポーターへの謝礼の支払について、現在検討されているが、会議の出席など条件の記載方法をどのようにするかご検討いただきたい。

片岡会長：謝礼については課題があるが、検討中なので、今年度は条件を付けずに支払う説明をしたいと思っている。今年度はチームで検討しているので、来年度の説明会資料に追記したい。今年度は例年どおりとする。

(了承)

- ・行政視察の受入れについて

片岡会長：資料を基に説明。5市からの視察を受け入れる予定なので、各チームの対応をお願いしたい。質問事項について、先方から届いたものはチームで情報共有しているが、順次届き次第連絡する。

大野議員：7月23日の視察は出席できないので、7月15日に参加する。

【質疑】

木村議員：行政視察の受入実績は、年度と件数の記入のみでよいのでないか。

大野議員：令和7年度のみでよいのでないか。

片岡会長：行政視察の実績は令和6年度以前について件数のみとする。令和7年度のみ詳細な実績の記載とする。(了承)

梅村議員：聞き洩らしたが、エアコンが入らないと言われたようだが、再度説明してほしい。

事務局：7階のエアコンは当日稼働するが、8階は新しいサポーターが議場を見学する場合、時間が短いためエアコン稼働はしないことにした。

(5) その他

なし

10 その他

・議員互助会の視察について

須藤議長：新城市の視察は、受入可能の回答があった。質問事項はこれから提出するので質問事項があれば、出してほしい。会派でまとめて出してほしい。昼食場所は検討している。日程は10月16日（金）である。

片岡会長：新城市の時間は午後1時30分なので、午前中に出発する。

新城市の主権者教育について、次回質問事項をお聞きしたい。

・タブレット端末のパスワード変更について

各議員のタブレット端末のパスワードを変更した。

・次回の開催日について

片岡会長：全員協議会の開催日が決まっていないのでないか。おそらく7月17日の開催でないのか。

議会事務局長：要綱によって毎月20日に開催するが、土日の場合前日になるので、17日になる。どこかで諮るものでない。議会として都合が悪いと変更になる。

片岡会長：7月17日（金）午後1時30分から開催したい。

梅村議員：欠席の申出をする。